

2025 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 TAKARA & COMPANY
代表者名 代表取締役社長 堆 誠一郎
(コード番号 7921 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員総務部担当 中込 克二
(TEL. 03-3971-3260)

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続について

当社は、2007 年 8 月 23 日開催の当社第 70 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）を導入いたしました。その後、定時株主総会（直近は、2022 年 8 月 26 日開催の当社第 85 回定時株主総会）の決議に基づき継続しております（以下、現行の買収への対応方針を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、2025 年 8 月 22 日開催予定の当社第 88 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、2015 年 7 月 21 日に制定した「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づき、

当社グループが遂行する事業が、機密性または秘匿性の高い法定および任意のディスクロージャー関連書類および IR 関連書類の作成支援および翻訳等を専門とする公益性ないし公共性の高いものであること

当社グループが開発・運用するソフトウェア、統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo」は、金融商品取引法、会社法上の法定開示書類を、効率的かつ正確に作成するための重要なプラットフォームの役割を果たしております。WizLabo は、これまでに国内における上場企業等の半数超に導入実績があり、当該プラットフォーム上には、わが国上場企業等の未公開情報（経理データ、業績データ等）が集約され、また同様のサービス提供が可能な体制を持つ企業は国内においては当社含めた主要 2 社の状況であり、国家経済および金融市場の維持・安定において極めて重要な情報インフラとして機能していること

このため、当社の事業も「情報処理サービス業」として、外為法上のいわゆる「コア業種以外の事業のみを営んでいる会社」に相当するものであると捉えております。

これらを前提として、株主意思の尊重を前提として株主共同の利益を確保するため、現プランの継続の是非も含め、環境の変化に合わせてその内容について引き続き検討してまいりました。

その結果、来る本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを、社外取締役 4 名を含

む本日開催の取締役会において決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの継続にあたり、株主意思の尊重を前提としてプランの見直しを行っておりますが、その主な変更点は次のとおりです。

- ①本プランの適用対象となる当社株式の買付の定義について見直しを行いました。
- ②対抗措置発動の停止等について明記しました。
- ③その他語句の修正・文言の整理を行いました。

本プランの継続と見直しにつきましては、社外監査役 2 名を含む監査役 3 名も本プランが適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。また、2025 年 5 月 31 日時点の当社株式および大株主の状況は別紙 3 のとおりです。

第 1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、中長期的な観点で株主の皆様継続して還元し得る利益を確保すること、また、経営の独立性を保ち、当社の社会的役割・使命を十分に果たすことを通じてのみ当社の企業価値の向上および株主共同の利益の確保が実現されるものと確信しております。また、株主の皆様はもちろん、顧客を中心に、取引先、従業員等のステークホルダーとの健全で適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これこそが当社グループの基幹業務であるディスクロージャーと IR の分野に加えて通訳・翻訳事業における優位性を保つための基本であると考えております。

従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、当社は、その提案が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を真摯に検討し、適切に判断することが必要であり、これには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性に加えて、当社グループが有する有形無形の経営資源、特に、顧客からの信頼に与える影響を中心に、各ステークホルダーに与える個々の影響とそれが当社の企業価値に及ぼす影響、当社グループの財務と業務の実情、その他当社の企業価値を構成する諸要因を十分に把握・検討する必要があると考えます。

当社は、株主にとってできる限り有利な取引条件を目指した交渉を実現するためにも、上記のような把握・検討に基づいて、当社グループの基幹業務であるディスクロージャーおよび IR に関するノウハウや「WizLabo」に象徴される企業価値が毀損され、これにより株主共同の利益を損なう可能性があるかと判断される当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、②強圧的二段階買付等、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの（公開買付けにおいて、あらかじめ二段階目の買付条件を当初の買付条件よりも不利に設定して買付けを行うこと。この場合、株主が最初の買付けへ応募せざるを得ないこととなる。）、③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、④買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様が十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価

の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法等)が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものではないと判断いたします。

一方で、提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益に資する真摯なものであるとみなされる場合は、当該提案を真摯に検討し、株主にとってできる限り有利な取引条件を目指した交渉を行うべきであると捉えています。

第2 本方針の実現に資する取組みについて

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、ディスクロージャー関連事業において、子会社である宝印刷株式会社を中心として、上場企業等の顧客から受託する金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーおよびIRに関する書類の作成支援等および当該作成支援に資するため、統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo」を開発し、顧客のインサイダー情報を含む決算情報等の作成プラットフォームを提供しており、公正な資本市場の発展にとって重要な役割を果たしております。とりわけ当社グループの事業の円滑な遂行に困難な状況が生じた場合、顧客データの運用が妨げられ、顧客によるディスクロージャーやIRの活動に支障をきたし、ひいては公正な資本市場の維持に重大な影響を与える可能性があり、当社グループは、事業の遂行に関し重大な社会的責任を負っているものと考えております。

また、通訳・翻訳事業においても、ディスクロージャー関連書類の翻訳に限らず、顧客（政府機関を含む）の重要な機密を取り扱っており、当社グループの事業においては、顧客から受託する情報（インサイダー情報を含む。）の機密性または秘匿性を保持・確保するセキュリティ環境および高度な専門性が求められております。

顧客へ提供するディスクロージャーやIRに関する情報や各種ツール、個々の従業員が保持するノウハウや当社およびグループ各社の業務にご協力いただける取引先とのネットワーク、「WizLabo」によるプラットフォームは、当社およびグループ各社が創業以来培ってきた貴重かつ重要な資産であり、顧客からの信頼を獲得し、同時に顧客のニーズに応じた行動ができる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社は創業以来、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援および通訳・翻訳等を専門とする事業をグループ全体として営んでおり、専門的な知識はもとより、「WizLabo」を含めた情報管理体制、品質管理体制などを重視した経営体制を確保しております。

当社グループでは、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの整備・改善を図り、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づきコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めるとともに「中期経営計画 2026」を策定し、目標達成に向けて取り組んでおります。

当社グループは、「2030年に向けたあるべき姿」を設定し、その達成のための成長戦略として2024年5月期から2026年5月期までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定しております。当社グループの「あるべき姿」に向けて、特定した5つのマテリアリティにおけるアクションプランの実行と実現を進め、我々の使命を果たしていくことで、持続

的に当社や顧客の企業価値を高めてまいります。また、当社グループの重要な基盤は「人材」です。人的資本の持続的な成長と、信頼関係の発展を図ってまいります。

このような成長の、具体的な戦略となる、中期経営計画 2026 ですが、その基本方針は、サステナビリティ経営の推進、グローバル化の拡大促進、新事業領域の拡大、グループ戦略立案とグループ連携の強化、グループ各社の企業価値向上、これらの5つです。この5つの基本方針のもと、各事業セグメントにおける重点施策を推進してまいります。特に、各事業では、Web サービスやコンサルティングサービスの強化や、高いスキルを持つ人材の育成、グローバル対応などに注力するとともに、資本コストを意識した M&A の活用等を通じて、株主価値の最大化を図ってまいります。

グループが一体となって、この中期経営計画の達成に向けてしっかりと取組み、計画最終年度の2026年5月期においては、売上高 330 億円、営業利益 44 億円、ROE 10% の計画達成を目指してまいります。

	2024 年 5 月期	2025 年 5 月期	2026 年 5 月期
	実績	実績	計画（目標）
売上高	292 億円	296 億円	330 億円
営業利益	42 億円	40 億円	44 億円
営業利益率	14.5%	13.6%	13.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	30 億円	40 億円	31 億円
ROE	11.5%	14.1%	10.0%

※「中期経営計画 2026」の詳細については、次の当社 Web サイトに掲載しております。
<https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/management-plan.html>

なお、株主の皆様への長期的利益還元については、これを重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしており、また、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念をもち、「グループ各社の専門性を磨き、お客様の企業価値拡大に貢献し、社会になくてはならないグローバル企業であり続ける」を目指す姿とし、サステナビリティ基本方針および5つからなる行動指針（Value、Integrity、Professionalism、Diversity、Judgment）のもと、株主の皆さまをはじめとする各ステークホルダーに対しグループ全体の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

※当社のコーポレート・ガバナンスに対する最近の取り組み状況および当社のコーポレー

ト・ガバナンスに関する基本方針に関しましては、次の当社 Web サイトに掲載しております。

<https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/cg.html>

第3 本プランの内容

本プランは、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議がされることが前提となります。

1. 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することとなる場合があります。ことも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

そこで、当社は、本プランにより、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、買付者が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、本プランにより、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止せんとするものであります。

2. 本プランの適用対象となる買付

当社は、買付者が下記①から③のいずれかに該当する当社株式の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。係る行為を以下「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下単に「対抗措置」ということがあります。）を行うか否かを検討いたします。

- ①当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）の株券等保有割合（※3）が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）およびその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
- ③上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の株券等の特定の保有者が、当社の株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者（※8）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的

に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（※9）を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限り。）であると合理的に判断される行為（※10）

- ※1から※7の用語の意味につきましては、金融商品取引法（昭和23年（1948年）4月13日法律第25号）に定義されているものに従っております。
- ※8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。）。以下別段の定めがない限り同じです。
- ※9 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、当該特定の保有者および当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響、その他当該特定の保有者と当該他の保有者との間に意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。組合その他ファンドに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。
- ※10 本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、保有者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議し、取締役会へ勧告いたします。

特別委員会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から、次に述べる「(2) 買付者に対する情報提供の要求」に従い、直接または間接に買付者と協議、交渉を行うものといたします。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。

特別委員会の概要は、後記「第4 特別委員会」に記載のとおりです。

(2) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して以下の内容の情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

- ①買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付に係る一連の取引により生じることが予想される割増価格とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される割増価格と算定根拠等を含みます。）
- ④買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥買付後における当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
- ⑦買収提案に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑧買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当社に提出された買付説明書を直ちに特別委員会に提出いたします。

特別委員会が、買付説明書の記載内容が要求する情報として不十分であると合理的に判断した場合、同委員会が別途要求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

（ただし、特別委員会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容・未公表情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、特別委員会が評価・検討を行うために必要な水準を超える追加情報の提供を求めないこととします。）かかる追加情報の要求は、適宜合理的な回答期限（60 日を上限とします。）を定め、うえ、買付説明書を受領後またはその追加情報受領後 10 日以内に行うこととします。

買付説明書および追加して提出いただく情報については、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取り扱います。

(3) 特別委員会による当社取締役会の意見および情報等の提供の要求

買付者から買付説明書が提出された場合および要求する情報が追加提出された場合、特別委員会は、当社取締役会に対して、この買付説明書を受領後 10 営業日以内に同委員会が定める合理的期間内に、買付者の買付内容に対する意見を提示することを要求いたします。また、その意見とともに、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求いたします。

(4) 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等からの買付説明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領した後、原則として最長 60 日間の検討のための期間（ただし、特別委員会はこの期間を (6) ③により延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）を有することとし、この間に、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代

替案の検討および比較等を行います。そのうえで、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付内容を検討いたします。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものいたします。

(5) 株主に対する情報開示

当社は、買付者が現れた事実、買付者から買付説明書が提出された事実とその概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を提示した事実とその概要、特別委員会検討期間の開始と終了の事実、その他特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。ただし、営業秘密等開示に不適切と判断した情報は、この情報開示の対象から除かれます。

(6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものいたします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

①特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告いたします。

②特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または、該当しても新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行わないことを勧告いたします（※11）。

※11 ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことの勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものいたします。

③特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で（ただし、30 日間を限度として）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の前述の「(6) 特別委員会における判断方法」の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

なお、買付者は、当社が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付行為を実施してはならないものいたします。

(8) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に際し、特別委員会から予め株主の皆様の意思を確認するために株主意思確認総会を開催すべきであるとの勧告を受けた場合、または後述の「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に該当するか否か等、当社取締役会の善管注意義務に照らし株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様にお諮りするため、株主意思確認総会を開催いたします。ただし、大量買付行為が強圧性のある市場買付であると認められる場合、長期的観点で株主価値の毀損が明らかであると認められる場合または株主の自由な意思決定を妨げるような買付手法と認められる場合であって、特別委員会から勧告を受けた場合においては、大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合））以外の株主の皆様の議決権の行使結果を株主意思として取り扱うことがあります。

(9)対抗措置発動の停止等について

当社は、上記手続において当社取締役会または株主意思確認総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または、無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 新株予約権の無償割当て等の要件

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、当社取締役会に対し、前述の「3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告し、当社取締役会は、当該勧告に基づき、対抗措置の発動

および不発動を決定いたします。

- ①以下に掲げる行為等、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合
- a. 当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社による高値での買取りを目的とするいわゆるグリーンメーラーと判断される行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して、インサイダー情報を含む顧客の機密情報、ディスクロージャーやIRに関する情報、ノウハウ、取引先とのネットワーク、開示書類作成用システム、もしくは工場設備といった当社の重要な資産等を買付者やそのグループ会社に移転する等、不正な目的または当社の業務の公益性を犠牲にして買付者の利益を実現する経営を行おうとしていると判断される行為
 - c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用しようとする、公益性のない利益実現のためのレバレッジド・バイアウトと判断される行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的としていると判断される行為
- ②強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
- ④要求する情報その他買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針または事業計画、買付の当社の顧客との関係に与える影響、買付後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

5. 新株予約権の無償割当て以外の対応策

当社取締役会は、新株予約権の無償割当て以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮ったうえ、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

第4 特別委員会

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性があるとして認められる場合、速やかに特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、特別委員会の公正性、客観性および合理性を担保するため、当社取締役会および買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者の中から特別委員会の委員を選任いたします。選任された委員は、委員の中から委員長を選定いたします。特別委員会の委員は3名以上といたします。本プランでの特別委員会の概要につきましては、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特

別委員会委員候補者の氏名および略歴は別紙2「特別委員会委員の候補者」のとおりです。

第5 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てがなされることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、（イ）一定の買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および（ロ）当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を、その有する株式1株につき新株予約権を別途取締役会が定める割合で無償割当てを行うことを通知いたします。

第6 本プランの株主総会での承認

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様によりご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

第7 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、2028年5月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において株主の皆様の過半数のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことができます。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

第8 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年（2005年）5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年（2008年）6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

1. 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様により、その基本的考え方をご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されており、さらに、当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

5. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

第9 株主の皆様への影響

1. 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資者の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株

主の皆様に対し、別途定める割合をもって本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手續等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様には本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様には当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

なお、当社は、本新株予約権の割当ての基準日や本新株予約権の割当ての効力発生後においても、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の希釈化を前提として売買を行った株主や投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたします。

以 上

特別委員会規則

第1条 この規則は、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の発動を検討するために取締役会が設置する特別委員会の運営等について定める。

第2条 特別委員会の設置は、取締役会の決議により行う。

第3条 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、1. または2. の者を除き、当社グループの役員および当社グループと特別の利害関係のある会社以外の会社経営者、官庁出身者、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

1. 当社社外取締役
2. 当社社外監査役
3. 前各号に定める者以外の社外の有識者

第4条 特別委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

- ② 前項に規定する特別委員のうち、社外取締役または社外監査役である者が、取締役または監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

第5条 特別委員会は、次の各号に記載される事項について取締役会から独立して審議・決定し、その決定の内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとする。この場合、特別委員会の委員は、本決定にあたって、会社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

1. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 2. 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 3. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ② 取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。
- ③ 第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。
1. 当該買付が本対応策の発動の対象となるかどうかの判断
 2. 買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 3. 特別委員会検討期間の設定および延長
 4. 買付者の買付の内容の精査・検討
 5. 自らまたは取締役会を通じた買付者等との交渉・協議

6. 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討
7. 本対応策の修正または変更に係る承認
8. その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
9. 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項

第6条 特別委員会は、買付者に対し、買付説明書の記載内容が本対応策に関して要求する情報として不十分であると判断した場合には、本対応策に関して要求する情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

② 特別委員会は、買付者から買付説明書および前項に規定する本対応策に関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者の買付の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。

第7条 特別委員会は、必要があると判断したとき、自らまたは取締役会を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付者の買付の内容を改善させるために、買付者と協議および交渉を行うものとする。

② 特別委員会は、前項の規定に基づく結果に従い、株主に対する代替案の提示を行うものとする。

第8条 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、執行役員、従業員、その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役会に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

第9条 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（例えば、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

第10条 各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

第11条 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

特別委員会委員の候補者

中村 信男（なかむら のぶお）

1991年 4 月 愛知学院大学法学部専任講師
 1994年 4 月 早稲田大学商学部専任講師
 1996年 4 月 早稲田大学商学部助教授
 2001年 4 月 早稲田大学商学部教授を経て早稲田大学商学大学院教授（現任）
 2004年 3 月 ロンドン大学高等法律研究所訪問研究員（2005年3月まで）
 2007年 8 月 当社社外取締役就任（2008年8月退任）

関根 近子（せきね ちかこ）

1972年 4 月 資生堂山形販売株式会社入社
 2006年 4 月 資生堂販売株式会社（現資生堂ジャパン株式会社）大阪支店長
 2008年 4 月 株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長
 2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部美容企画推進室長
 2012年 4 月 同社執行役員
 2014年 4 月 同社執行役員常務
 2016年 1 月 同社顧問
 2018年 4 月 株式会社Bマインド代表取締役（現任）
 2019年 8 月 当社社外取締役（現任）
 2021年 6 月 東リ株式会社社外取締役（現任）

松尾 信吉（まつお しんきち）

1991年 4 月 三菱電機株式会社入社
 1993年 3 月 横浜市入庁
 1995年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
 1999年 4 月 公認会計士登録
 2018年 7 月 ネクストリーブ株式会社代表取締役（現任）
 2019年 6 月 生化学工業株式会社社外監査役（現任）
 2019年 8 月 当社社外監査役（現任）
 2024年 6 月 株式会社フージャースホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任）

高野 大滋郎（たかの だいじろう）

2005年10月 弁護士登録
 TMI総合法律事務所入所
 2014年 8 月 米国イリノイ州 増田・舟井・アイファート&ミッチェル法律事務所勤務
 2014年10月 ドイツ・デュッセルドルフ アーキス法律事務所勤務
 2015年 3 月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2017年 1 月 TMI総合法律事務所パートナー就任（現任）
 2021年 8 月 当社社外監査役（現任）
 2023年 9 月 株式会社ブレイス&アビリティ社外監査役（現任）

以 上

当社の株式および大株主の状況

(1) 株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

①発行可能株式総数	37,000,000株
②発行済株式の総数	13,153,293株
③株主数	34,191名

(2) 大株主の状況 (2025年5月31日現在)

	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 1,698	% 13.08
B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	1,303	10.03
株式会社野村	632	4.87
株式会社みずほ銀行	544	4.19
株式会社三井住友銀行	476	3.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	417	3.21
野村朱実	243	1.87
TAKARA & COグループ社員持株会	231	1.78
三井住友信託銀行株式会社	169	1.30
明治安田生命保険相互会社	168	1.29

(注) 持株比率は自己株式 (173,282株) を控除して計算しております

以 上